

令和8年度

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に
関する再発防止策の実施に対する
検証報告書

(令和7年度対象)

令和8年9月

岡山県教育委員会

目次

○再発防止策の概要	1
○評価・検証の実施方法	2
【検証事項Ⅰ】部活動を含む学校教育活動が適切に実施されているか	3
1 学校調査	3
2 教職員調査	7
3 生徒調査	11
教育委員会による自己評価	12
有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方	13
【検証事項Ⅱ】自殺予防教育が適切に実施されているか	18
1 学校調査	18
2 生徒調査	19
教育委員会による自己評価	21
有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方	22
【検証事項Ⅲ】体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているか	27
1 学校調査	27
2 教職員調査	27
3 生徒調査	28
教育委員会による自己評価	29
有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方	30
【検証事項全体を通して】有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方	34
県教育委員会としてただちに改善に取り組むこと及び次年度以降改善すること	38
○参考	38

○ 再発防止策の概要

平成24年7月に発生した岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関し、県教育委員会では「岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書」で認定された事実や問題点、提言等や外部有識者及び御遺族からの意見を踏まえて、令和7年1月に再発防止策を策定した。

○体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック(以下「ハンドブック」)【改訂】

再発防止策として、平成25年に作成した「体罰防止ハンドブック」を全面的に見直した。新たに「不適切な指導・ハラスメント」に関する内容や子どもの人権に関する記載、本事案における事例を盛り込むなど、全ての教職員がいかなる場合でも体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識の下、児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めるために改訂した。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250438_misc.pdf

○教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画【新規】

教育動画の視聴を通して、生徒(中・高校生対象)や保護者が、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づき、援助希求行動をとることができるようにするとともに、教職員は自らの行動や指導を振り返ることで、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶することを目的として制作した。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250432_misc.pdf (概要)

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250433_misc.pdf (動画URL)

○懲戒処分の指針【改正】

教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等を行った場合の懲戒処分の標準的な処分量定を示した本指針について、再発防止策として、暴言・侮蔑的な言動やハラスメント等の不適切な指導に関する項目等を追加した。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250440_misc.pdf

○懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱【改正】

地方公務員法に規定する懲戒処分を受けた教職員に対する継続的な指導に関する本要綱について、再発防止策として、新たに行政措置を受けた者に対する対応や管理監督責任を負った者に対する項目等を追加した。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250441_misc.pdf

○岡山県学校部活動の在り方に関する方針【改訂】

学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示した本方針について、再発防止策として、体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する記載や入部・退部に関する記載等を追加した。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250420_misc.pdf

○教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による自殺防止対策基本方針【新規】

教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止をはじめ、校内体制や予防教育、事案発生後の調査等を含めた総合的な対策を行う観点から、これまでの国の手引きや通知等も踏まえ、新たに児童生徒の自殺防止対策基本方針を定めた。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250443_misc.pdf

※令和8年4月に「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」は「岡山県 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(※下記URL)に統合されており、また、「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による自殺防止対策基本方針」は改訂されている。

【県ホームページ】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/1057894_10250442_misc.pdf

○評価・検証の実施方法

1 評価・検証の流れ

- (1) 再発防止策の効果を検証するため、学校及び個々の教職員に対し、状況調査を行うとともに、生徒に対してもアンケート調査を行う。各調査結果について、年度末に取りまとめ、岡山県教育委員会（以下「県教委」という。）による自己評価を行う。
- (2) 県教委による自己評価に対し、外部有識者による評価・検証を行い、意見を聴取する。
- (3) 聴取した意見を踏まえ、県教委が「ただちに改善に取り組むこと」「次年度以降改善すること」をまとめ、結果を公表する。

2 調査方法及び概要

検証事項	学校調査	教職員調査	生徒調査
部活動を含む学校教育活動が適切に実施されている	(1)学校に対する取組実施状況調査 (2)部活動の方針	(3)教職員に対する意識調査	(4)生活アンケート
自殺予防教育が適切に実施されている	人権教育推進状況報告書		(5)教育動画視聴後アンケート
体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されている	(1)学校に対する取組実施状況調査 (2)部活動の方針	(3)教職員に対する意識調査	(5)教育動画視聴後アンケート

- (1) 学校に対する取組実施状況調査（対象：県立学校70校）
（県立高校（定時・通信・中等含む）：53校、特別支援学校：14校、県立中学校：3校）
教職員に対する体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止についての取組の実施状況等を調査する。設問は、ハンドブックの内容を引用している。
- (2) 部活動の方針（対象：部活動を実施している県立学校60校）
（県立高校（定時・通信・中等含む）：53校、特別支援学校：4校、県立中学校：3校）
年度初めに各学校から提出される「部活動に係る活動方針」に、体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止に関する研修の実施が明確に記載されているかを確認するとともに、毎年度2月頃に研修の実施状況を確認する。
- (3) 教職員に対する意識調査
（対象：県立学校の教職員 4,691人が回答 参考数値：R7.5.1時点教職員数 4,865人）
適切な指導がなされているかどうか、特に体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する認識等について意識調査を実施する。設問は、ハンドブックの内容を引用している。
- (4) 生活アンケート
（対象：県立学校の生徒 30,843人が回答 参考数値：R7.5.1時点生徒数 33,549人）
各学校で実施する生活アンケートで、自身または他の生徒に対する体罰・不適切な指導・ハラスメントがないか調査する。
- (5) 教育動画視聴後アンケート
（対象：県立学校の生徒 28,039人が回答 参考数値：R7.5.1時点生徒数 33,549人）
「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」の視聴後に、理解の度合いなどを確認する。

※（1）～（5）に加えて、毎年、人権教育・生徒指導課が実施する「人権教育推進状況報告書」の調査項目である、自殺予防教育に関する「児童生徒への学習」及び「教職員研修」の実施結果により、検証事項の1つである「自殺予防教育が適切に実施されている」を確認する。

3 評価・検証いただく外部有識者

住友 剛 氏（京都精華大学教授）
田中 究 氏（兵庫県立ひょうご こころの医療センター 名誉院長 精神科医）
土屋 裕睦 氏（大阪体育大学教授）
渡邊 徹 氏（弁護士）

【検証事項1】部活動を含む学校教育活動が適切に実施されているか

Ⅰ 学校調査

○学校に対する取組実施状況調査（対象：県立学校70校）

問1	体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶について、その趣旨を平素から全教職員に周知徹底しており、生徒指導の進め方について共通理解を図っている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

○全国的な不祥事のニュースなどを自校の課題として共有し、意識の風化を防いでいる。
 ○資料配布や講話だけでなく、事例検討やグループワークを通じて、教職員同士が対話する機会を設けている。
 ○新年度の開始時に、校内ルールや指導方針を全教職員で確認し、組織としての足並みを揃える取組を徹底している。

問2	教職員同士が授業を参観したり、指導に困った事例について対応策を話し合ったりして、指導力を高め合う機会をつくっている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

○授業公開週間などを設定し、組織的に授業を見せ合う仕組みを構築している。
 ○単に参観するだけでなく、その後に研究協議会やグループ単位での振り返り、参観シートによるアドバイス交換を行うなどの活動を定着させている。
 ○個々の教員が抱える指導上の悩みや困難事例に対し、学年会議やケース会議、特別支援教育コーディネーター等との連携を通じて、組織として対応策を検討している。
 ○指導教諭を中心としたOJTやメンター制度を活用し、日常的な相談や助言ができる体制を整えている。

問3	児童生徒への対応を特定の教職員に任せきりにせず、チームで対応する体制をつくっている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

○学年会議やケース会議を定期的あるいは随時開催し、情報を個人のものにせず組織で共有する仕組みを整えている。
 ○生徒・保護者対応や面談において、必ず複数名で対応することを管理職が指示、または校内規定として定着させている。
 ○担任や学年団のほか、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭、管理職などが加わる多角的な支援連携体制を構築している。
 ○特別支援教育コーディネーターを中心に、個々の生徒の特性に合わせた組織的なスクリーニングや指導計画の共有を行っている。

問 4	校内巡視を十分に行之、生徒指導場面や部活動における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	66
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	4

学校の主な取組
(「当てはまらない」と回答した学校の主な理由は「●」で表示)

- 校長、副校長、教頭といった管理職が、授業中、休み時間、放課後の部活動など、時間を変えて日常的に巡視を行っている。
- 生徒指導の場面で教員が1対1にならないよう、複数名での対応や、指導場所・内容を事前に共有する仕組みを構築している。
- 巡視による直接確認だけでなく、週例の職員会議や年次会議、生徒アンケートなどを組み合わせて、状況を把握している。
- 校内巡視について、随時行っているが定期的になっておらず部分的なものにとどまっている。

問 5	「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」を踏まえ、児童生徒の悩みや不安が潜在化・深刻化しないように、いつでも安心して相談できる環境づくりなど教育相談体制の充実に努めている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

- SCやSSWなどを中核に据え、学年団や保健室と連携した重層的な支援体制を構築している。
- 「シャボテンログ」や「スタンドバイ (StandBy)」などのアプリを活用し、対面では声を上げにくい生徒のささいな変化や「助けて」のサインをリアルタイムで把握している。
- 年間を通じた定期的な個人面談(年3～6回)に加え、生活アンケートやストレス調査、いじめアンケートを学期ごと、あるいはそれ以上の頻度で実施し、悩みの潜在化を防いでいる。
- 生徒の異変を察知した際、担任一人で抱え込まず学年主任や管理職、教育相談担当へ報告し、ケース会議を通じて組織的に対応する流れを徹底している。

問 6	体罰・不適切な指導・ハラスメントがあった場合の学校の相談窓口や、教育委員会の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知している。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

- 全ての学校が、従来のプリント配布に加え、保護者連絡システムなどのデジタルツールを併用し、周知に努めている。
- 年度当初、長期休業前、各学期末といった、生徒や保護者の不安が高まりやすい時期に合わせた周知を行っている。
- 自校の教育相談室やSCだけでなく、県教育委員会等の外部相談窓口もセットで紹介し、相談の選択肢を広げている。
- 教室掲示やホームページへの常時掲載、端末へのアイコン設置など、必要な時にいつでも情報を確認できる工夫が見られる。

問 7	教職員が体罰・不適切な指導・ハラスメントを、行ったり行われていることを知ったりした時に、管理職への報告、連絡、相談が行われる体制をつくっている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0

学校の主な取組

○年度当初の会議や毎月のコンプライアンス研修を通じ、事案把握時の管理職への報告義務を繰り返し周知している。
○担任から学年主任、あるいは相談窓口担当者から管理職へと、情報を停滞させずに伝える組織的な体制が構築している。
○体制の整備にとどまらず、管理職自身が話しやすい雰囲気づくりに努め、教職員が「一人で抱え込まない」文化の醸成を図っている。
○個別面談や生徒アンケート、養護教諭からの報告など、複数の手段で潜在的な事案を早期に察知する工夫を行っている。

問 8	体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合、聴き取り手順や当該教職員への指導、校内体制の見直しなどの必要な対応について具体的に想定している。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	67
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	3

学校の主な取組

(「当てはまらない」と回答した学校の主な理由は「●」で表示)

○事案把握後は管理職がリーダーシップを執り、校内の関係部署と連携したチーム体制で対応する仕組みを構築している。
○公平性を確保し児童生徒の心理的負担を軽減するため、聴き取りを複数名で行うことや、生徒と教員の聞き取り担当を分けている(例えば、生徒は教育相談・養護教諭、教員は管理職)。
○県のハンドブックなどを基本としており、実際の事案を想定したシミュレーションや外部専門家の招聘を通じて実効性を高めている。
○単なる事実確認に留まらず、被害生徒の心のケア(SCの紹介等)や、必要に応じた担任・顧問の配置換え、再発防止のための校内ルールの改善を行っている。
●校内のコンプライアンス委員会が中心となって県の指針を参考に対応することを考えているが、具体的な想定までには至っていない。

問 9	部活動において、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、各校で活動方針や年間計画を定め、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術等の活動を行える体制を整備している。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	59
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	1

学校の主な取組

(「当てはまらない」と回答した学校の主な理由は「●」で表示)

○「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、自校の活動方針や年間計画を策定し、組織的な管理体制を整えている。
○年度当初の計画策定にとどまらず、毎月の活動計画と実績報告をセットで管理職が確認している。
○自校のホームページへの掲載を通じて、生徒、保護者、教職員に対して活動方針を広く公開している。
○熱中症対策や事故防止など、生徒の安全確保を最優先とした注意喚起や部顧問会議を定期的実施している。
●年間計画の提出を求めていなかったため、令和8年度から対応することとしている。

※部活動を実施している県立学校の総数60校

問10	部活動を複数の顧問で担当させたり、顧問会議を開いたりするなどして、部活動が閉鎖的な場にならないように工夫している。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	60
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0
学校の主な取組			
○1つの部活動に対して複数の顧問を配置することを原則としており、特定の教員による独善的な指導を防ぐ体制を取っている。 ○定期的な部活動顧問会議の開催を定着させ、活動方針の周知、指導上の課題共有、安全管理の徹底を図る重要な場としている。 ○年度当初と定期的な面談、顧問会議への出席を通じ、管理職が不適切な指導の根絶に向けて直接的な働きかけを行っている。 ○複数顧問制により教職員の業務負担軽減や休日活動の交代制を実現するための手段としても活用している。			

※部活動を実施している県立学校の総数60校

問11	保護者・関係機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を設け、学校の教育方針等を明確に示し、理解と協力を求めることで、児童生徒を地域で見守る体制をつくっている。		R 7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	68
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	2
学校の主な取組 （「当てはまらない」と回答した学校の主な理由は「●」で表示）			
○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）やPTA総会、学校評議員会といった対面形式の会議に加え、ホームページ、メール配信、学校通信などのデジタル・アナログ双方の手段を用いて、学校の教育方針の周知と情報の透明化を図っている。 ○警察、児童相談所、自治体教育委員会等の関係機関と、必要に応じて、あるいは定期的に情報交換を行う体制を整えている。 ○会議の時だけにとどまらず、地域行事への参加やあいさつ運動などを通じて、日常的なレベルでの相互理解と見守りを実践している。 ●保護者会等の回数が少なく、外部との連携が十分ではない。			

問12	体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する取組等を実施する中で、お困りの事例があれば教えてください。
学校からの主な回答	
・一度身についたもの故に、社会通念の変化にあわせた指導スタイルの構築に苦心しながら試行錯誤している教員がいます。葛藤しながら適応しようと努力しています。 ・生徒の指導については、発達支持的生徒指導のあり方を全教職員に周知しているところですが、認識不足の教職員も残念ながらまだ一定数あるのが現状です。	

○部活動の方針

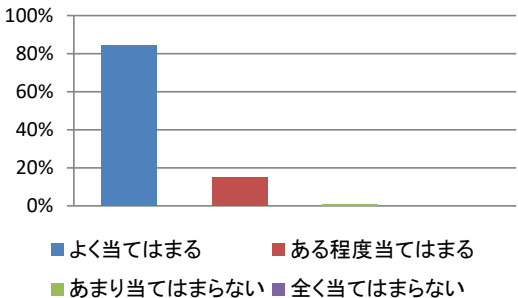
部活動に係る活動方針に、体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する研修を実施する旨の記載があり、全ての部活動顧問に対して、その研修を実施している県立学校数	60校
--	-----

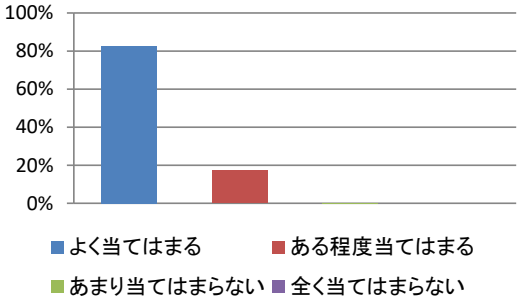
※部活動を実施している県立学校の総数60校

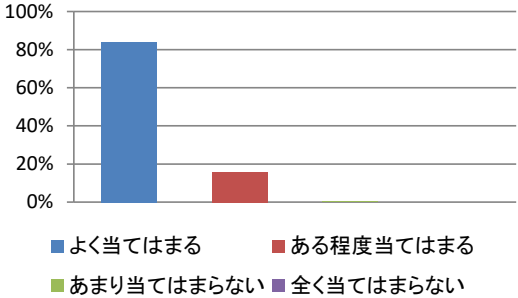
2 教職員調査

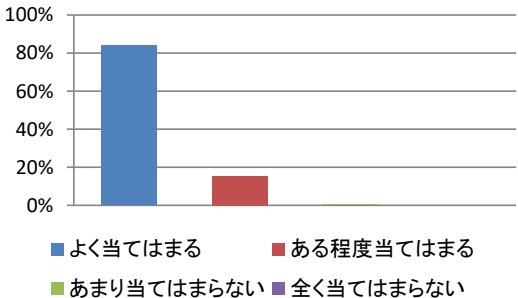
○教職員に対する意識調査（県立学校の教職員 4,691人が回答）

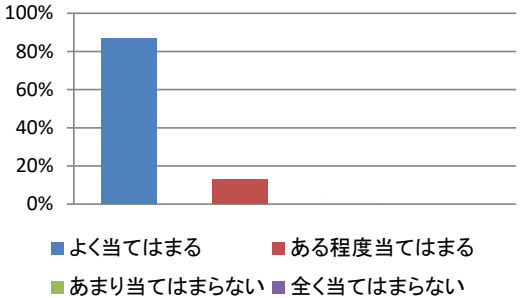
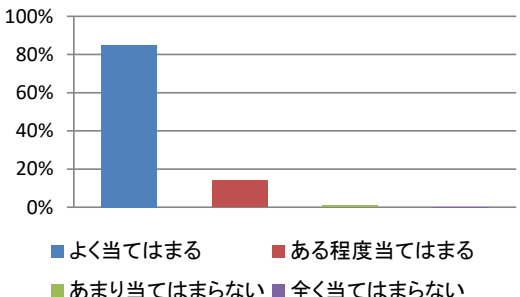
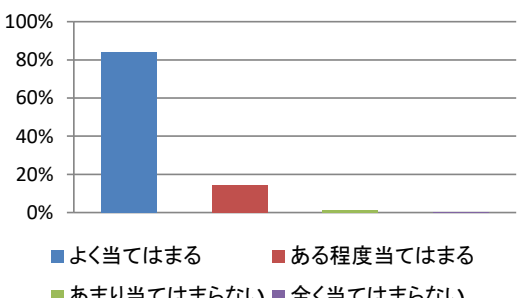
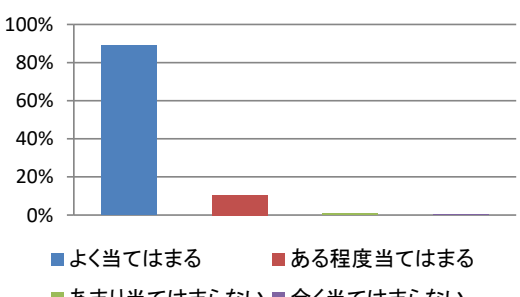
問 1	体罰・不適切な指導・ハラスメントは、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。		
■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	98.6%	4,626
	ある程度当てはまる	1.4%	65
	あまり当てはまらない	0.0%	0
	全く当てはまらない	0.0%	0
問 2	児童生徒や保護者等との信頼関係があっても、体罰、不適切な指導、ハラスメントは決して許されるものではなく、「厳しい指導」や「愛の鞭」といった言葉で正当化することはない。		
■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	98.6%	4,626
	ある程度当てはまる	1.4%	65
	あまり当てはまらない	0.0%	0
	全く当てはまらない	0.0%	0
問 3	児童生徒の問題行動などの結果や現象面だけ見て判断するのではなく、家庭環境等の背景や特性について理解した上で、個々に応じた適切な内容や方法で指導している。		
■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	90.3%	4,234
	ある程度当てはまる	9.5%	445
	あまり当てはまらない	0.2%	12
	全く当てはまらない	0.0%	0
問 4	児童生徒に指導したことが、自分の思うように伝わらない場合にも、感情的にならず、冷静に児童生徒に接することができている。		
■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	86.7%	4,069
	ある程度当てはまる	13.1%	614
	あまり当てはまらない	0.2%	8
	全く当てはまらない	0.0%	0

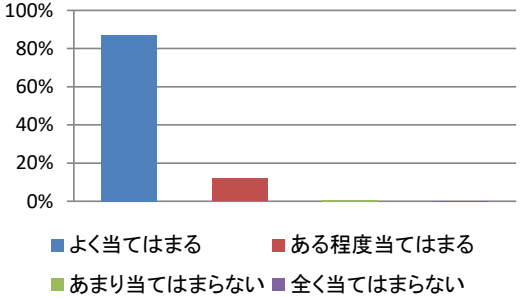
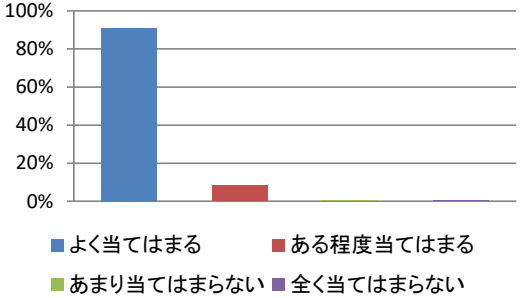
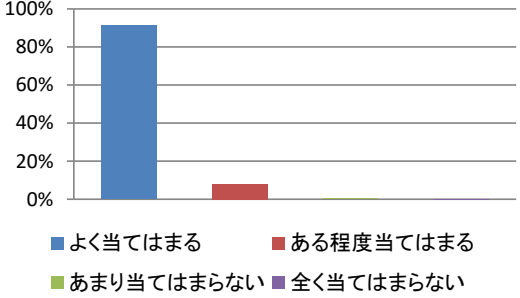
問 5	日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方を振り返り、児童生徒の自己指導能力の育成に向けた生徒指導ができているかを確認している。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	84.3%	3,954
	ある程度当てはまる	15.1%	710
	あまり当てはまらない	0.6%	27
	全く当てはまらない	0.0%	0

問 6	児童生徒が意欲的に学べる授業づくりに努め、教育活動を通して達成感を味わえるように指導・支援することで、児童生徒の自己存在感を育てている。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	82.6%	3,716
	ある程度当てはまる	17.2%	772
	あまり当てはまらない	0.2%	10
	全く当てはまらない	0.0%	0

問 7	児童生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係を築けるよう指導・支援するとともに、自己決定の機会を設け、自己の可能性を伸ばせるよう援助している。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	84.0%	3,941
	ある程度当てはまる	15.8%	741
	あまり当てはまらない	0.2%	9
	全く当てはまらない	0.0%	0

問 8	部活動指導の際は、各校の部活動に係る活動方針を踏まえ、児童生徒の心身の成長を最優先に考え、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導している。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	84.0%	2,674
	ある程度当てはまる	15.5%	491
	あまり当てはまらない	0.5%	16
	全く当てはまらない	0.0%	0

問9	部活動の指導において、適切な休養の必要性や、過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動等を導入しながら指導している。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	86.9%	2,746
	ある程度当てはまる	12.7%	400
	あまり当てはまらない	0.4%	13
	全く当てはまらない	0.0%	0
問10	生徒指導に当たっては、児童生徒の話を心にゆとりをもってじっくりと聞くとともに、自分ひとりで抱え込むことなく、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携し、多面的に児童生徒をとらえようとしている。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	85.0%	3,990
	ある程度当てはまる	13.9%	651
	あまり当てはまらない	0.9%	42
	全く当てはまらない	0.2%	8
問11	体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる行為を受けた時や目撃した時、他の児童生徒から相談を受けた時には、教職員や保護者、スクールカウンセラー、外部の相談窓口等に相談するよう、児童生徒に対して指導している。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	84.0%	3,940
	ある程度当てはまる	14.2%	668
	あまり当てはまらない	1.4%	65
	全く当てはまらない	0.4%	18
問12	学校の中でも、時間（授業中、昼食時、放課後等）や場所（教室、廊下、グラウンド等）によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあることを理解し、複数の教員で観察するなど客観的な観察を心がけている。		
 よく当てはまる ある程度当てはまる あまり当てはまらない 全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	88.8%	4,168
	ある程度当てはまる	10.5%	493
	あまり当てはまらない	0.6%	27
	全く当てはまらない	0.1%	3

問13	体罰・不適切な指導・ハラスメントを行っている同僚を目撃した場合は、制止したり、注意したりするとともに、速やかに管理職に報告・連絡・相談することなどの対応を理解している。		
 ■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	87.2%	4,090
	ある程度当てはまる	12.0%	565
	あまり当てはまらない	0.7%	33
	全く当てはまらない	0.1%	3
問14	部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問1人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識している。		
 ■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	91.0%	4,268
	ある程度当てはまる	8.1%	381
	あまり当てはまらない	0.5%	23
	全く当てはまらない	0.4%	19
問15	学校生活アンケート等で、体罰・不適切な指導・ハラスメントやいじめ等に関する回答をした生徒には、できる限り速やかに面談し、その心情を把握することや、児童生徒や保護者等から他の教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントについての相談を受けた場合の対応方法について理解している。		
 ■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R 7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	91.3%	4,285
	ある程度当てはまる	8.1%	380
	あまり当てはまらない	0.5%	23
	全く当てはまらない	0.1%	3

3 生徒調査

○生活アンケートを活用した体罰・不適切な指導・ハラスメント実態調査
(県立学校の生徒 30,843人が回答)

体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を教職員から受けたこと（または見聞きしたこと）があると生活アンケートで生徒から回答のあった件数		370
うち 生徒からの回答をもとに調査を実施した結果、学校として事実であると確認できた件数		266
体罰・不適切な指導・ハラスメントに該当する、またはし得る行為があり、該当教員へ指導を行ったもの		205
適切な指導であるが、生徒への配慮や指導の工夫が必要なもの等		61

教育委員会による自己評価

（【検証事項Ⅰ】部活動を含む学校教育活動が適切に実施されているか）

【成果】

・学校調査において、全ての県立学校が、教職員間で指導力を高め合う機会やチームでの対応体制をつくっていると回答しており、特定の教員に指導を任せきりにしない組織づくりが進められている。

・教職員に対する意識調査の結果、全ての教職員が「体罰・不適切な指導・ハラスメントは人権侵害である」、「厳しい指導」等の言葉で正当化しないという認識を持っている。

・ほぼ全ての部活動実施校において、各校での部活動の活動方針や年間計画の策定とともに、複数顧問制の導入が図られており、閉鎖的な指導環境を解消する取組が進められている。

【課題】

・「校内巡視による指導状況の把握」に関する設問など、複数の設問で「当てはまらない」と回答した学校があり、全ての学校で取組を確実に実施することが必要である。

・教職員の意識調査では高い達成度を示している一方で、生徒アンケートでは370件の体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を受けたこと（見聞きしたこと）があるとの回答があり、そのうち266件が事実として確認されたことは重く受け止めるべき事実である。教職員が「適切な指導」と考えていても、生徒にとっては「不適切な指導・ハラスメント」と感じられるケースが存在していることを認識する必要がある。

【今後の方向性】

・学校に対して、調査結果をフィードバックするとともに、各学校において、教職員の意識改革や児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導の充実を図るための研修、協力体制の構築などの取組の徹底を図る。

有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方

（【検証事項Ⅰ】部活動を含む学校教育活動が適切に実施されているか）

評価者名	住友 剛（京都精華大学教授）
評価意見	①「学校調査」の結果は、校長からの回答をまとめたものと考えられる。結果的には多くの項目で、校長が「当てはまる」と回答しているのだが、その内実をもう少しいねいに検証する必要がある。たとえば「校内巡視を十分にに行い」という項目などは、校長がどの程度の頻度（たとえば「週1回」「毎日」など）で巡視しているかを知りたいところである。それこそ「年1回程度」であっても「把握した」と考えている校長がいなくても限らない一方で、むしろ「週1回」まわっていても「不十分」と思う校長がいるなど、誠実に考える方が「できていない」と回答しているとも考えられる。「当てはまらない」と回答した校長にももう少し詳しく事情を聴くなど、量的にだけでなく、質的な調査も必要であるように考える。 ②「学校調査」の最後の項目である「保護者・地域住民との情報交換」などについては、特に保護者とのかかわりが多くの校長にとって悩ましいところではないかと思われる。たとえば高校の場合、個々の保護者と学校側が接点を持つ機会が進路相談などくらいしかない上に、保護者会も集まり具合が今一つよくないことも多いのではないか。この点でも①と同様「当てはまらない」と回答した校長のほうが、誠実に課題を認識している面があるようにも思われる。「当てはまる」と回答した校長、「当てはまらない」と回答した校長の双方に、実際に保護者との接点をどのように作っているのか、質的な調査を行ってほしい。 ③「教職員調査」について、「あまり当てはまらない」と回答した人数の比較的多い項目について、その背景などをもう少し質的に調査して探っていく必要があるように思われる。たとえば「体罰・不適切指導やハラスメントを受けたとき、他の生徒から相談を受けたとき」の相談行動促進を生徒たちに指導する項目があるが、ここは「あまり当てはまらない」という回答が他よりも若干多めである。この点は「自殺予防教育」の取り組みとも深く関係するところであるので、どこで「うまくいかない」と教職員側が感じているのか、詳しく調べてほしい。逆に「当てはまる」（つまり、今はうまくできている）と考えている教職員も、なにをもって「うまくできている」と考えているのか、その根拠が知りたいところである。 ④「生徒調査」の結果については、「学校としての事実確認を行った結果」の記録をふまえて、具体的な中身を分類・整理し、それに応じた今後の県教委及び各学校の対応を考えていく必要がある。たとえばいわゆるセクシュアルハラスメントに該当する事例については、今後「こども性暴力防止法」（現行は教員等性暴力防止法）の本格的な施行とも関連して、岡山県教育庁として各学校、そして教職員に対して積極的に意識啓発を行い、不適切なかかわりを是正するように努める必要がある。また、今ある不適切なかかわり方に対して、「こちらのほうが望ましいかかわり方である」と考えるモデルを、岡山県教育庁から各学校、そして教職員には具体的な事例とともに示していくことが大切である。特に高校の実業系の学科等で、危険を伴う実技の学習を行う場合に、生徒の危険回避のために一定厳しい口調で接する場面もでてくるであろう。この場合に、どのようなことばかけであれば「必要な範囲」といえるのか、県教委としての考え方などを示す必要もあると考える。

県教委の 考え方	①②学校調査において、「当てはまる」と回答した学校には実施した取組を、「当てはまらない」と回答した学校には実施できなかった理由を具体的に記載させております。「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、例えば、校内巡視については「管理職による巡回だけでは十分に状況を把握できているとは言えないため、「当てはまらない」と回答したが、現在は管理職だけでなく複数の教員と手分けをして対応するように改めている。」や、「保護者・地域住民との情報交換」では「これまでは保護者の負担も考慮し、集まる会議などを設定できていなかったが、今年度から学校運営協議会を設置し改善に取り組んでいる。」といった状況もございました。 各学校の実情が異なることから、統一的な基準を設けることは難しいと考えておりますが、御意見を踏まえ、今後は自由記述欄に各種取組を実施した頻度や具体的な方法など取組の記載に当たっての観点を設けるなど、より詳細に実態を把握できるよう設問を工夫してまいります。併せて、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、各種取組の徹底を図ってまいります。 ③今回実施した教職員調査では、体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する項目を中心に、各教職員の指導に対する意識を問う調査を実施したところです。今後は、頂いた御意見を踏まえ、選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討してまいります。 ④生活アンケートにおいて生徒から回答があった事案について、回答者のプライバシーに配慮した上で回答の傾向等をとりまとめ、管理職等が参集する機会等での周知や教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施してまいります。また、正しいコーチングの実現を目指すため、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」の周知や、各種研修において意見交換等により得られた好事例を収集し普及に努めてまいります。なお、高校の実業系学科等における実験・実習などにおいては、毎年、「安全配慮義務」の観点を踏まえた教育や教職員研修の実施について、県立学校に通知しているところであり、引き続き、全ての教職員が正しい理解に基づく適切な指導ができるよう取り組んでまいります。
---------------------	---

評価者名	田中 究（兵庫県立ひょうご こころの医療センター 名誉院長 精神科医）
評価 意見	現在の部活動を含む教育活動は、学校調査では概ね適切に実施されているとされているが、生活アンケートでは生徒からの報告も多く、教育委員会の述べるように、学校調査との齟齬、乖離がある。また今後、部活動が地域展開されていく場合に、地域クラブの指導者に対する研修はどのような形で行われ、また実態についてどう把握し、また対応・指導していくのかについては議論すべきである。
県教委の 考え方	教職員と生徒の意識の差については、教職員が思い込みや自身の価値観に基づいて一方的な指導を行っていること等が背景にあると考えており、管理職等が参集する機会等での周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導力の向上、協力体制の構築などの取組の徹底に繋げてまいります。 また、今後、公立中学校の部活動が地域展開された場合、地域クラブの指導者に対する研修等は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、令和8年4月に知事部局の担当部局とともに策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止について言及しており、県教委としても、研修資料の提供や令和7年8月に公開した「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を周知するなど連携して対応してまいります。

評 価 者 名	土屋 裕睦（大阪体育大学教授）
評 価 意 見	成果について、学校調査を見る限り、校長のリーダーシップのもと部活動を含む学校教育活動が適切に実施されるよう、共通理解を図ったり指導力を高め合うような機会を設けたりしているようです。そのために「全国的な不祥事のニュースなどを自校の課題として共有し、意識の風化を防いでいる」や「授業公開週間などを設定し、組織的に授業を見せ合う仕組みを構築している」のような、学校の状況に合った方法で取り組んでいることも確認されており成果が見られると考えます。 一方、教職員に対する意識調査の結果について、例えばPI2の成果において、全ての教職員が「体罰・不適切な指導・ハラスメントは人権侵害である」という認識を持っていると記載していますが、P7を見ると1.4%は「ある程度当てはまる」と回答しており、それを含めて成果としているなら、それは少し甘いように思います。この項目などは、本来的には全教職員が「良く当てはまる」と回答しなければならないのではないのでしょうか。にも拘わらず「ある程度あてはまる」と留保している教職員が一定数いることに、もっと危機感を持って注目すべきだと思います。特にP8以降では、「良くあてはまる」どころか「あまり当てはまらない」という回答も一定数（一割以上）あり、生徒指導や生徒の自己存在感、自己決定の機会、コミュニケーション等を軽んじているとすれば、大きな課題だと思います。 課題については、PI2でまとめられている通りと思いますが、上記の点は付け加えておくべきだと思います。教職員の意識調査では高い達成度を示している一方で、生徒アンケートでは370件の体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為を受けたこと（見聞きしたこと）があるとの回答があり、ギャップがあるかのように記載されていますが、そもそも教職員の意識調査においても、こういった「良くあてはまる」と言い切れない、認識の甘い教職員が一定数いらっしゃるということに着目した方が良いのではないのでしょうか。 そうであれば、今後の方向性について研修に言及されていますが、これまでも研修はされているはずなので、今後、真に教職員の意識改革に役立つような研修が必要だと感じるなら、それはどのような研修であるべきなのか、この点はもう少し踏み込んだ内容を記載すべきだと感じました。特に生徒調査の370件の体罰・不適切な指導・ハラスメントと思われる行為の分析はとても重要だと思います。こういった校種で、どのような活動の時に、どんな風に起きるのかを分析して、フィードバックするようなことも有益と思われます。少なくとも、授業中、部活動中、休憩・放課後、学校行事に分けてみてその特徴があるように思われますので、これらの分析を基に、自分事に感じられるような、踏み込んだ研修があっても良いと思います。

県教委の 考え方	御指摘のとおり、全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識を持ち、児童生徒が安心して学べる環境で、一人一人を伸ばす指導の充実を図ることが重要と考えており、検証結果を踏まえ、管理職等が参集する機会等での現状と課題の周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や指導力向上に取り組んでまいります。また、今回の教職員調査は選択式のため、回答した理由について確認することはできませんが、今後は、選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討してまいります。 生徒調査として実施した生活アンケートの結果の分析は重要だと考えており、個々の事案については回答した生徒のプライバシーに配慮すること等の観点から、具体的な内容は公表できませんが、場面や場所など全体の回答の傾向等を取りまとめ、県教委主催の研修等で周知していくとともに、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施できるよう取り組んでまいります。
---------------------	--

評価者名	渡邊 徹（弁護士）
評価 意見	・（学校調査）少ないながら学校調査における「当てはまらない」との回答に対して、まさにその原因と対策を検討するのが検証作業のひとつではないかと思われます。そういう意味では自己評価の「課題」が表層的で、原因の掘り下げに至っていないように感じられました。 ・学校調査も教職員調査ともに、質問内容が、主観かつ認識を問うものにとどまっているようです。例えば「不適切指導を見たことがあるか／不適切指導と感じたことがあるか」等の具体的事実あるいは過去の記憶を問うものであるとまた結果が変わった可能性があるように思われます。 ・（生徒調査）生活アンケートが匿名である学校も数校あるとのことですが、回答意識に有意な差が生じるように思われます。 ・とりわけ、生徒調査で不適切指導等が266あったことと学校、教職員の意識とのギャップの原因究明と対策検討が重要な課題であるところ、自己評価では原因について言及されていない点が残念です。 ・全体を通じて、結果や自己評価を、市町村教育委員会や私学にまでフィードバックしていく仕組みを検討されてはどうかと思います。一読した際、県教委だけの取組を進めていて、県下全体の教育活動の改善を企図していない印象がありました。

県教委の 考え方	・学校調査において、「当てはまる」と回答した学校には実施した取組を、「当てはまらない」と回答した学校には実施できなかった理由を具体的に記載させております。「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、例えば、校内巡視については「管理職による巡回だけでは十分に状況を把握できているとは言えないため、「当てはまらない」と回答したが、現在は管理職だけでなく複数の教員と手分けをして対応するように改めている。」や、「保護者・地域住民との情報交換」では「これまでは保護者の負担も考慮し、集まる会議などを設定できていなかったが、今年度から学校運営協議会を設置し改善に取り組んでいる。」といった状況もございました。各学校の実情が異なることから、統一的な基準を設けることは難しいと考えておりますが、御意見を踏まえ、今後は自由記述欄に各種取組を実施した頻度や具体的な方法など取組の記載に当たっての観点を設けるなど、より詳細に実態を把握できるよう設問を工夫してまいります。併せて、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、各種取組の徹底を図ってまいります。 ・今回実施した教職員調査では、体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する項目を中心に、各教職員の指導に対する意識を問う調査を実施したところです。今後は、頂いた御意見を踏まえ、選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討してまいります。 ・生活アンケートの実施に当たっては、記名にすると正直に回答できない生徒への配慮から、記名の有無について、各校の実態に応じた方法により実施することとしております。無記名で実施した場合においても、生徒から体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けた（見聞きした）と回答があった際は、学年等の把握している情報からできる限り事案の特定に努めるとともに、管理職から教職員への注意喚起や全生徒に対する相談窓口の再周知を行うなどの対応を実施しております。 ・教職員と生徒の意識の差については、教職員が思い込みや自身の価値観に基づいて一方的な指導を行っていること等が背景にあると考えており、管理職等が参集する機会等での周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や児童生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導力の向上、協力体制の構築などの取組の徹底に繋げてまいります。 ・再発防止策に関する取組は市町村教育委員会や県内私立学校へも周知しており、検証報告書についても提供することで、各学校における指導の参考にしてもらいたいと考えております。
---------------------	---

【検証事項2】自殺予防教育が適切に実施されているか

Ⅰ 学校調査

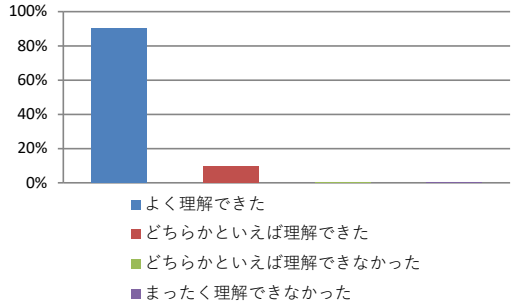
○人権教育推進状況報告書（対象：県立学校70校）

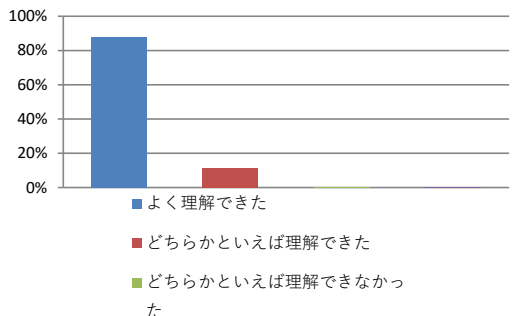
児童生徒に対して、自殺予防教育を実施している学校数		R 7
	実施した学校数	70
	実施していない学校数	0
学校で実施した主な取組		
○感情のコントロールやアンガーマネジメント、SOSの出し方、不安や悩みに対処する方法について、養護教諭の講話や保健学習を行った。 ○県教委作成「自殺予防教育学習プログラム」を活用して授業を行った。 ○スクールカウンセラーによる授業・講演などで、アンガーマネジメントやストレスマネジメントを行った。また、県教委の「命と心のサポート事業」を活用した講演会を開催した。 ○道徳の授業で命の大切さについて考えたり、保健の授業で心の健康について考えたりする学習を行った。 ○1人1台端末を使った心の健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用し、SOSの出し方の指導を行った。「話したいボタン」機能を設定し、いつでも相談できる体制を作っている。		

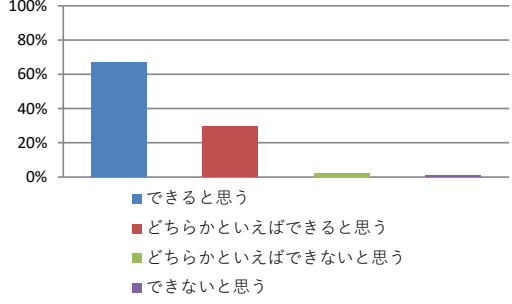
教職員に対して、自殺予防教育に関する教職員研修を実施している学校数		R 7
	実施した学校数	61
	実施していない学校数	9
学校で実施した主な取組		
○県教委作成eラーニング資料や「自殺予防教育学習プログラム（指導案等）」をもとに研修を行った。 ○人権教育LHR「命の危機を乗り越えるために」実施の事前研修を学年団で実施した。 ○県教委指導主事の訪問による講義で実施したワークショップを通じて、教職員間で考え方・留意事項を共有した。 ○教育相談に関する教職員研修で、希死念慮やオーバードーズ、ゲートキーパーなどの事例を取りあげた。 ○職員会議で長期休業後の生徒への対応について考える時間をもち、共通理解を図った。		

2 生徒調査

○教育動画 視聴後アンケート（県立学校の生徒 28,039人が回答）

問 1	自分や周りの人が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面したときに、誰かに助けを求めることが大切であることが理解できましたか。		
		R 7	実人数 (参考)
	よく理解できた	90.1%	25,258
	どちらかといえば理解できた	9.6%	2,678
	どちらかといえば理解できなかった	0.2%	66
	まったく理解できなかった	0.1%	37

問 2	自分や周りの人が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面したときに、助けを求めることができる相談窓口があることが理解できましたか。		
		R 7	実人数 (参考)
	よく理解できた	87.9%	24,647
	どちらかといえば理解できた	11.6%	3,245
	どちらかといえば理解できなかった	0.3%	77
	まったく理解できなかった	0.2%	70

問 3	もし自分が、先ほど視聴した事例動画のような場面に遭遇した（教職員から体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたと感じた）とき、あなたはだれかに助けを求めていると思いますか。		
		R 7	実人数 (参考)
	できると思う	66.9%	18,762
	どちらかといえばできると思う	29.6%	8,309
	どちらかといえばできないと思う	2.4%	661
	できないと思う	1.1%	307

問 4	もし周りの人が、先ほど視聴した事例動画のような場面に遭遇した（教職員から体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けているのを見聞きした）とき、あなたはだれかに助けを求めることができますか。		
■ できると思う ■ どちらかといえばできると思う ■ どちらかといえばできないと思う ■ できないと思う		R 7	実人数 (参考)
できると思う		70.2%	19,677
どちらかといえばできると思う		27.5%	7,728
どちらかといえばできないと思う		1.6%	446
できないと思う		0.7%	188

問 5	【前2問でだれかに助けを求めることが「できると思う」、「どちらかといえばできると思う」と答えた人に対して】あなたは誰に、またはどのような窓口等に助けを求めますか。
・教職員 ・保護者 ・友人 ・スクールカウンセラー ・匿名で相談できるアプリ ・学校外の相談窓口 ・思いつかない	

教育委員会による自己評価

（【検証事項２】自殺予防教育が適切に実施されているか）

【成果】

・全ての県立学校において、児童生徒に対する自殺予防教育が実施されており、心の危機に気付く力や困った時は誰かに相談する力を身につける大切さを学ぶ機会が確保されている。

・教育動画視聴後のアンケートでは、99.7%の児童生徒が、助けを求めることの大切さを理解したと回答し、また、96.5%の児童生徒が、自分が体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたと感じた際に助けを求めることができると回答をしており、援助希求的態度の育成を図る教材として、一定の有効性が確認された。

【課題】

・援助希求行動について、自分が体罰等を受けたと感じた際に、「助けを求めることができない（どちらかといえばできないを含む）」と回答した生徒が3.5%、周りの人が体罰等を受けたと感じた際に「助けを求めることができない（どちらかといえばできない）」と回答した生徒が2.3%存在している。その理由としては、相談しても問題は解決しないのではないか、または、事態がより悪化するのではないかといった不安などがあげられていた。

【今後の方向性】

・自殺予防教育やSOSの受け止め方に関する教職員研修を実施し、引き続き、教職員の資質向上を図る。

・匿名相談アプリや校内外の相談窓口を周知するなど、児童生徒が相談しやすい窓口に確実にアクセスできるようにするとともに、毎年、教育動画の視聴の機会を必ず設けることで、体罰・不適切な指導・ハラスメントに係る生徒の理解向上を図る。

有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方

（【検証事項２】自殺予防教育が適切に実施されているか）

評価者名	住友 剛（京都精華大学教授）
評価意見	①「学校調査」は「人権教育推進状況報告書」をもとにして結果が示されていると思われるが、この結果だと、生徒に対しては70校すべてが実施しているにもかかわらず、教職員に向けては61校しか実施していないことになる。各校の対応が「一部の教職員や心理などの専門職任せ」で「子どもたち相手に」なにかやっている状態なのだとしたら、それはそれで、教職員の自殺予防に対する意識が全体的に高まっているとはいえないことになる。この点で、各校がどのように自殺予防教育を実施したのか、質的な検証が必要である。 ②①の内容とも関連するが、教職員向けの自殺予防研修の成果や課題について、実施した学校に対するさらなる調査を行う必要がある。また、実施していない学校がなぜできなかったのかについても、詳しい調査を行ってほしい。 ③「生徒調査」については、P19の問3、P20の問4の質問に対して、「誰かに助けを求めること」が「できないと思う（どちらかというときできない）」と回答した生徒たちの様子が気になるところである。もしも安心して相談することがむずかしい状況にあるとしたら、実はこの回答をした生徒たちが最も学校で困難な位置にある生徒かもしれない。また、実際に今「できると思う（どちらかというときできる）」と回答した生徒も、「いざ」というときには自分からは動きづらい面もでるかと思われる。自殺予防の取り組みをすすめるときには、このような前提に立って「相談しやすい環境の整備」に努める必要があるだろう。

県教委の 考え方	①②自殺予防教育の実施状況を毎年の「人権教育推進状況報告書」の中で確認しているところですが、各学校の実情に応じた自殺予防教育が実施されており、県教委としては、引き続き、各校種ごとに整備した「自殺予防教育学習プログラム」の周知や「命に関わる講演会」の講師派遣事業、県教委指導主事による訪問研修等により、各学校の取組の充実に向けて取り組んでまいります。 また、自殺予防に対する教職員の意識や児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上についても、毎年の悉皆研修やeラーニングの整備、リーフレットの作成・配付、県教委指導主事による訪問研修を実施しているところです。 今回、自殺予防教育に係る教職員研修を実施していないと回答した9校に確認したところ、自殺予防に絞った研修は実施できておりませんが、性的マイノリティやインターネットによる人権侵害などのテーマを選択し、「命の大切さ、自他の尊重」といった人権を尊重する視点での教職員研修を実施するとともに、児童生徒への自殺予防教育に当たっては、県教委の「自殺予防教育学習プログラム」の学習指導案を使って授業準備をしたり、外部講師の講演内容について組織として事前確認するなど、教職員の理解を深めた上で授業等を実施しているところです。 全教職員の知識理解がさらに深まるように、引き続き、eラーニングやリーフレットの周知、毎年度の悉皆研修や指導主事による訪問研修の実施等により、教職員の指導力や児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上に向けて取り組んでまいります。 ③動画視聴後アンケートの援助希求行動に関する質問について、自分や周りの人が体罰等を受けたと感じた際に、「助けを求めることができない（どちらかといえばできないを含む）」と生徒が回答した理由としては、相談しても問題は解決しないのではないか、または、事態がより悪化するのではないかといった不安のほか、相談する勇気がでない、周りを心配させたくないといった不安などがあげられております。こうした不安を解消するために、相談には誠実に対応することや生徒にとって不利益にならないことを伝えるとともに、スクールカウンセラーや匿名相談・心の健康観察アプリ、校内外の相談窓口等多様な相談方法を設け、それらを周知するなど、引き続き、安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。
---------------------	---

評 価 者 名	田 中 究（兵庫県立ひょうご こころの医療センター 名誉院長 精神科医）
評 価 意 見	自殺予防教育が全県立学校で実施されていることは評価される。しかし、援助希求行動を起こせない児童生徒が少数ながらも存在することは注目すべきである。こうした児童生徒はどのような方法であれば、援助希求しやすいのかを調査項目の中に含めるべきではないか。また、自殺SOSや心の健康相談などの電話番号やアクセス方法について、ポスターや持ち帰れるような名刺程度の大きさの案内などを、学校の各所（トイレや保健室、職員室などの他者から見られにくい場所）におくことで援助希求行動を起こしやすい状況を作ることを検討したらどうか。
県 教 委 の 考 え 方	頂いた御意見を踏まえ、次年度の動画視聴後アンケートにおいて、どのような方法であれば援助希求しやすいかを問う設問の追加を検討してまいります。 また、相談窓口については、生徒が視聴した「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」において相談窓口や匿名相談アプリの紹介を行ったほか、県立学校の児童生徒1人1台端末に相談窓口の一覧へアクセスできるショートカットアイコンを配信するとともに、県子ども・福祉部による全児童生徒を対象にいじめ、不登校、非行等、青少年に関する相談全般に対応した窓口を記載したカード、チラシ、ポスターの配付など、様々な方法で周知を図っており、引き続き、生徒が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

評価者名	土屋 裕睦（大阪体育大学教授）
評価意見	成果について、学校調査によれば全ての県立学校において、児童生徒に対する自殺予防教育が実施されているとの回答があり、こちらは評価に値すると考えられます。他方、教職員に対して、自殺予防教育に関する教職員研修を実施している学校数は61に留まっていますが、こちらの受け止めはいかがでしょうか。私は、すべての高校で生徒に対する自殺予防教育が実施されているのなら、同様にすべての高校で自殺予防教育に関する教職員研修が実施されるのが良いのではないかと思います。と言うのも、低年齢における自殺が500件以上で推移している、今日の異常な社会情勢の中、そのきっかけとして学校が挙げられている以上、教職員がセーフガードの役割を果たす必要性がますます高くなっていると考えられるからです。報告書のPI8に記載されている生徒に対する自殺予防教育の中身を見ると、養護教諭の講話や保健学習であったり、スクールカウンセラーによる授業・講演などが中心のようですが、こういった内容を生徒だけに提供するのではなく、全教職員が理解しておく必要があるのではないかと思います。 そういった視点を持ちながら生徒調査における教育動画視聴後アンケートを見ると、助けを求めることができないと回答している生徒が一定数いて、その理由が、相談しても問題は解決しないのではないかと、又は、事態がより悪化するのではないかとといった不安があるからだと回答されています。教職員が自殺予防を含めた生徒のSOSに敏感になるような研修を通じて、生徒からの相談に乗ってセーフガードの役割を担ってもらえるような資質が高められるよう、教職員への研修が全校で実施されるよう働きかけていくことが必要だと思われます。
県教委の考え方	今回、自殺予防教育に係る教職員研修を実施していないと回答した9校に確認したところ、自殺予防に絞った研修は実施できておりませんが、性的マイノリティやインターネットによる人権侵害などのテーマを選択し、「命の大切さ、自他の尊重」といった人権を尊重する視点での教職員研修を実施するとともに、児童生徒への自殺予防教育に当たっては、県教委の「自殺予防教育学習プログラム」の学習指導案を使って授業準備をしたり、外部講師の講演内容について組織として事前確認するなど、教職員の理解を深めた上で授業等を実施しているところです。 御指摘のとおり、全教職員の知識理解がさらに深まるように、県教委では引き続き、eラーニングやリーフレットの周知、毎年度の悉皆研修や指導主事による訪問研修の実施等により、全ての教職員の指導力や児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上に向けて取り組んでまいります。

評 価 者 名	渡 邊 徹（弁護士）
評 意 価 見	・9の学校で教職員研修を実施していない原因や事情を検証する必要があるところ、「自己評価」でその点に言及がありません。また、本検証の目的からするとやむをえませんが、生徒の自死の原因は不適切指導やハラスメントにとどまりません。まさに早期発見による予防が重要であるところ、教職員への適切な研修が効果的であると思われます。 ・今後の方向性としては、全国の自治体で進められている、子どもの権利救済機関としての公的第三者機関の設置が求められるように思われます。
県 教 委 の 考 え 方	・今回、自殺予防教育に係る教職員研修を実施していないと回答した9校に確認したところ、自殺予防に絞った研修は実施できておりませんが、性的マイノリティやインターネットによる人権侵害などのテーマを選択し、「命の大切さ、自他の尊重」といった人権を尊重する視点での教職員研修を実施するとともに、児童生徒への自殺予防教育に当たっては、県教委の「自殺予防教育学習プログラム」の学習指導案を使って授業準備をしたり、外部講師の講演内容について組織として事前確認するなど、教職員の理解を深めた上で授業等を実施しているところです。 全教職員の知識理解がさらに深まるように、引き続き、eラーニングやリーフレットの周知、毎年度の悉皆研修や指導主事による訪問研修の実施等により、教職員の指導力や児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上に向けて取り組んでまいります。 ・子どもの権利救済については、岡山県においては、電話、メール、SNS等を活用した様々な相談窓口を県内の子どもたちに周知しており、子ども本人や保護者などが、権利侵害や悩みについて相談可能な体制を整えております。相談を受けた後の対応としては、子どもの権利をしっかりと守りつつ対応をしていくことを周知しており、公的第三者機関の設置については、今後の検討課題といたします。

【検証事項3】体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているか

1 学校調査

○学校に対する取組実施状況調査（対象：県立学校70校）

問1	体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について、コンプライアンス研修などを活用し、定期的に全教職員で研修を行っている。		R7
		「当てはまる」と回答した県立学校数	70
		「当てはまらない」と回答した県立学校数	0
学校からの回答			
○月1回の職員会議とセットでコンプライアンス研修を実施しており、継続的な意識啓発の基盤を整えている。 ○資料配布や伝達にとどまらず、事例検討（ケーススタディ）やグループワークを取り入れ、教職員同士が対話を通じて指導の在り方を再確認している。 ○県が提供する教育動画、eラーニング、セルフチェックシートなどを活用している。			

○【再掲】部活動の方針

部活動に係る活動方針に、体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する研修を実施する旨の記載があり、全ての部活動顧問に対して、その研修を実施している県立学校数	60校
--	-----

※部活動を実施している県立学校の総数60校

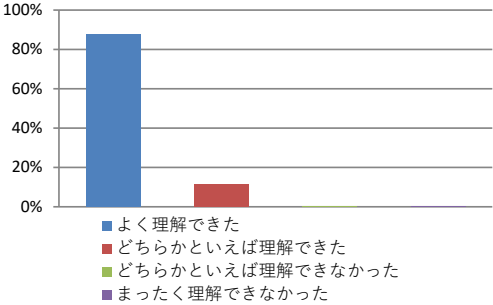
2 教職員調査

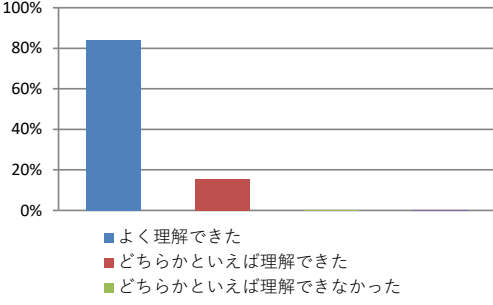
○教職員に対する意識調査（県立学校の教職員 4,691人が回答）

問1	各学校で実施するコンプライアンス研修等を受講し、体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について学習している。		
100% 80% 60% 40% 20% 0% ■よく当てはまる ■ある程度当てはまる ■あまり当てはまらない ■全く当てはまらない		R7	実人数 (参考)
	よく当てはまる	96.2%	4,516
	ある程度当てはまる	3.7%	173
	あまり当てはまらない	0.1%	2
	全く当てはまらない	0.0%	0

3 生徒調査

○教育動画 視聴後アンケート（県立学校の生徒 28,039人が回答）

問 1	体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為であるか理解できましたか。		
 ■ よく理解できた ■ どちらかといえば理解できた ■ どちらかといえば理解できなかった ■ まったく理解できなかった		R 7	実人数 (参考)
	よく理解できた	87.8%	24,619
	どちらかといえば理解できた	11.5%	3,229
	どちらかといえば理解できなかった	0.5%	138
	まったく理解できなかった	0.2%	53

問 2	すべての子どもが、個人として尊重され、基本的人権が保障されるなど、子どもに関する条約や法律があることが理解できましたか。		
 ■ よく理解できた ■ どちらかといえば理解できた ■ どちらかといえば理解できなかった ■ まったく理解できなかった		R 7	実人数 (参考)
	よく理解できた	84.1%	23,582
	どちらかといえば理解できた	15.4%	4,315
	どちらかといえば理解できなかった	0.3%	83
	まったく理解できなかった	0.2%	59

教育委員会による自己評価

（【検証事項3】体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているか）

【成果】

・全ての県立学校において、コンプライアンス研修が定期的実施され、また、99.9%の教職員が体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について学習したと回答しており、組織的な基盤は確立されつつある。

・生徒調査において、体罰・不適切な指導・ハラスメントの内容、及び「子どもの権利」についての理解度がともに99%を超えており、教育動画等の教材の一定の有効性が確認された。

【課題】

・体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について学習しているという設問に対して、「よく当てはまる」と回答していない教職員が一部存在しており、研修の内容を単なる知識としてではなく、日常の具体的な指導場面で実践できる内容にする必要がある。

・生徒調査において、体罰・不適切な指導・ハラスメントに対して「理解できなかった」と回答している生徒が存在しており、全ての生徒の理解が進むよう、取組を継続する必要がある。

【今後の方向性】

・県教委が制作した教育動画やセルフチェックシートのさらなる活用を促し、また、他県での不祥事の事例共有や最新の知見を取り入れるなど、各学校の研修がより具体的かつ実践的なものとなるよう支援を継続する。

有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方

（【検証事項３】体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているか）

評価者名	住友 剛（京都精華大学教授）
評 価 意 見	①「学校調査」については、法令順守（コンプライアンス）や意識啓発などの研修だけでなく、今後は具体的な教育実践の場面に即しての研修が必要ではないか。その際に、生徒の側から出された「体罰・不適切指導、ハラスメント」に関する苦情対応の事例を有効活用する、教職員と生徒の関係をロールプレイで学ぶなど、より教職員の現場感覚に即した研修が必要かと思われる。 ②「教職員調査」についても、ただ学校のコンプライアンス研修等を受講した経験の有無だけでなく、その研修を受けた結果、自分たち教職員の日頃の取り組みの何が、どのように変わったのかについて、さらに質的・量的に調査をしてほしい。 ③「生徒調査」については、子どもの権利条約・こども基本法の趣旨をふまえて、より積極的に体罰・不適切指導、ハラスメント防止に関する生徒側の意見表明の機会の保障に努めていただきたい。生徒側から寄せられた数々の苦情も、体罰・不適切指導、ハラスメント防止に関する貴重な意見表明だと考えて対応していただければ幸いである。
県教委の考え方	①生活アンケートで回答があった事案については、回答者のプライバシーに配慮することが必要なため、事案そのものを取り扱うことは考えておりませんが、今回の検証結果を参考に、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施してまいります。 ②御意見を踏まえ、令和８年度の「教職員調査」においては、コンプライアンス研修を受講して、日頃の取組に変容が生じたかを問う設問の追加を検討してまいります。 ③生活アンケートでは、回答のあった全ての事案について調査を行い、個々の状況に応じた必要な対応を講じたところです。引き続き、生活アンケートのみならず、相談しやすい雰囲気づくりやスクールカウンセラーや匿名相談・心の健康観察アプリ、校内外の相談窓口の周知など、様々な方法で児童生徒のSOSに気付く体制を整備するとともに、寄せられた意見に対しても迅速かつ適切に対応してまいります。

評価者名	田中 究（兵庫県立ひょうご こころの医療センター 名誉院長 精神科医）
評 価 意 見	教職員のビデオ視聴は積極的な取組として評価するが、理解度についてのチェックはどのように行われたのか。考えれば正解のわかる理解度評価ではなく、ビデオや事例（架空事例でよい）について、全員発言でディスカッションする中で理解を深めることも検討されては如何か。また生徒の理解に「理解できなかった」とあるが、多少の生徒の反抗的な態度もあろうが、彼らなりの疑問や不満がその中に含まれている可能性もあり、全員が「理解した」にならなくても、「理解できなかった」児童生徒の考えも拾い上げることの検討が必要ではないか。
県教委の考え方	令和7年5月に県内統一の不祥事防止研修のテーマを「体罰・不適切な指導・ハラスメント」とし、全ての教職員が教育動画を視聴いたしました。動画視聴後には、原則、視聴した事例内容について意見交換を行うとともに、「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に掲載しているチェックシートを活用し、自らの指導等を振り返る機会を設けております。 また、生徒調査として実施した動画視聴後アンケートにおいて、体罰等がどういった行為か理解できなかった（どちらかといえば理解できなかったを含む）と回答した生徒については、その理由として指導とハラスメントの線引きが難しいといった意見等が見受けられました。児童生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントではないかと感じたときに、いつでも援助希求行動がとれる環境であることが大切だと考えており、こうした意見も踏まえつつ、引き続き、生徒が相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

評価者名	土屋 裕睦（大阪体育大学教授）
評 価 意 見	学校調査では、70校すべての高校において定期的に全教職員で研修を行っているという回答されており、月1回の職員会議とセットでコンプライアンス研修を実施しているなど、高い意識が感じられます。その内容についてもP27に示されている通り、資料配布や伝達にとどまらず、事例検討（ケーススタディ）やグループワークを取り入れるなど、実効性のある研修になっているようでこちらも成果と考えられます。 にもかかわらず、教職員調査において研修を受講し指導のあり方について学習しているかという問いに対して、96.2%しか良く当てはまると回答していないのはどのような理由に拠るのでしょうか。つまりすべての学校で定期的実施している研修に、あまり参加していなかったり（3.7%）、全く参加していなかったりする（0.1%）教職員がいる、ということなのでしょう。 生徒調査の結果はさらに意味深いように感じられます。体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為であるか理解できましたかに対しては87.8%、すべての子どもが、個人として尊重され、基本的人権が保障されるなど、子どもに関する条約や法律があることが理解できましたかに対しては84.1%しか「よく理解できた」と回答していません。単に生徒側の知的な理解不足の問題であれば、教育動画を改善すれば良いと思いますが、もしかすると別の理由があるかもしれません。 例えば、教育動画を見て、体罰・不適切な指導・ハラスメントがどういった行為であるか理解できたとしても、実際に普段指導をしてくれている、目の前の教職員が例えば暴言を吐くなど、そういった行為をしているとすれば、「理解できない」と回答せざるを得ないのではないのでしょうか。前節で教職員と生徒との意識のギャップが明らかになっており、その可能性が否定できないように感じられます。そういったところに手当てがなされないと、体罰・不適切な指導・ハラスメントに関する研修が適切に実施されているとは言い切れないように感じます。要するに、80%とか90%であれば良いのではなく、体罰・不適切な指導・ハラスメントは根絶、つまり実数として0を目指すような研修が必要だと感じます。そういった昔ながらのスタイルが変えられないまま、生徒の前に立っている教職員が一人でもいるとしたら、それは改善の余地があると思われます。
県教委の考え方	教職員調査において、選択式のため回答した理由について確認することができませんが、検証結果を踏まえ、今後は、選択肢とともに選択した理由を記述させる仕様にするなど、質的に現状を把握できるよう検討するとともに、全ての教職員が確実に研修を受講できるよう、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、学校に働きかけてまいります。 御指摘のとおり、全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識を持ち、児童生徒が安心して学べる環境で、一人一人を伸ばす指導の充実を図ることが重要と考えており、検証結果を踏まえ、管理職等が参集する機会等での現状と課題の周知や、教職員の意識改善に迫るより実践的かつ具体的な内容を用いて研修を実施することで、教職員の意識改革や指導力向上に取り組んでまいります。また、県教委では外部有識者を含む教職員不祥事防止対策チームを組織し、毎月の各学校における不祥事防止研修の資料作成や、コンプライアンス通信の発出等を行っており、その会議において、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に向けて、より効果的な再発防止策の実施方法について検討してまいります。

評価者名	渡邊 徹（弁護士）
評 価 意 見	・岡山市を除く県内全ての公立学校で月1回のコンプライアンス研修を実施していることは大変素晴らしいと思います。是非好事例となる研修内容を確認して、全体に周知されてはどうかと考えます。
県教委の考え方	・現在、県教委では外部有識者を含む教職員不祥事防止対策チームを組織し、毎月の各学校における不祥事防止研修の資料作成や、コンプライアンス通信の発出等を行い、教職員の服務規律の徹底や意識の高揚を図っているところです。御意見を踏まえ、引き続き、好事例となる研修内容等を各学校に周知するなど、各学校の研修がより効果的かつ教職員が主体的に取り組む内容となるよう支援してまいります。

【検証事項全体を通して】有識者による評価意見等及び教育委員会の考え方

評価者名	住友 剛（京都精華大学教授）
評価意見	①まずは岡山県教育庁として、積極的に体罰・不適切指導やハラスメント防止の現状を把握しようとしている点自体は、一定の評価をしたい。どういう方法であれ「現状把握」をしようとしないと、見えてこない課題もあると思われるので。 ②ただ、今後の現状把握の方法などについては、なんらかの改善・工夫が必要ではないかと思われる。特に「学校調査」の部分については、校長が何を根拠として「できている・できていない」と判断したのか、その判断の根拠が知りたいところである。総じて「ここからさらに一歩、二歩と、量的・質的に緻密な調査・検証作業が必要」というところである。 ③また検証事項１～３の「学校調査」「教職員調査」「生徒調査」のどの結果についても、この結果をふまえて今後、岡山県内の各校（主に県立学校）でどのような体罰・不適切指導やハラスメント防止の取り組みを行っていくのかを考えていく必要がある。そのために、学校の管理職・教職員の代表や研究者・専門職を交えたワーキンググループをつくって、さらにどのような取り組みを行っていくのか、検討作業を行ってほしい。 ④最後に、こども基本法やこども性暴力防止法（現行は教員等性暴力防止法）の制定など、子どもの学校での安全・安心の確保に向けて、よりいっそう岡山県教育庁・各県立学校の取り組みが求められるところである。また、体罰・不適切指導やハラスメント防止の取り組みにおいても、こども基本法の趣旨をふまえ、子どもたち側からも積極的に意見聴取の機会を設けるなど、新たな取り組みが必要な場面もあると考えられる。むずかしい課題に直面することもあるだろうが、今後も引き続き、岡山県教育庁・各県立学校が粘り強く対応することを期待する。また、そのために協力が必要であれば、遠慮なく連絡してほしい。
県教委の考え方	①②学校調査において、「当てはまる」と回答した学校には実施した取組を、「当てはまらない」と回答した学校には実施できなかった理由を具体的に記載させております。「当てはまらない」と回答した学校長に聞き取りしたところ、例えば、校内巡視については「管理職による巡回だけでは十分に状況を把握できているとは言えないため、「当てはまらない」と回答したが、現在は管理職だけでなく複数の教員と手分けをして対応するように改めている。」や、「保護者・地域住民との情報交換」では「これまでは保護者の負担も考慮し、集まる会議などを設定できていなかったが、今年度から学校運営協議会を設置し改善に取り組んでいる。」といった状況もございました。 各学校の実情が異なることから、統一的な基準を設けることは難しいと考えておりますが、御意見を踏まえ、今後は自由記述欄に各種取組を実施した頻度や具体的な方法など取組の記載に当たっての観点を設けるなど、より詳細に実態を把握できるよう設問を工夫してまいります。併せて、今回の調査結果のフィードバックや、管理職が参集する機会等を通じて、各種取組の徹底を図ってまいります。 ③現在、県教委では外部有識者を含む教職員不祥事防止対策チームを組織し、毎月の各学校における不祥事防止研修の資料作成や、コンプライアンス通信の発出等を行っております。その会議において、今回の結果を踏まえ、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に向けて、より効果的な再発防止策の実施方法について検討してまいります。 ④引き続き、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶に向けて、外部有識者等の御意見も取り入れながら、各種再発防止策の実施を徹底していくとともに、生活アンケート等で寄せられた子どもたちからの意見にも真摯に対応することで、学校が児童生徒にとって安全で安心な環境となるよう県教育委員会と各県立学校が一丸となって取り組んでまいります。

評 価 者 名	田 中 究（兵庫県立ひょうご こころの医療センター 名誉院長 精神科医）
評 価 意 見	他者の気持ちを尊重する、他者を傷つけないなど基本的な対人関係のありかたを、授業や講習で学ぶことも大切だが、学校生活の中でどのように体得できるのか、そうした当たり前の行動（善行）を見逃さず評価することが役に立つのかもしれないと思う。子どもの困っていること、承認欲求に対して教員が敏感に受け止めること（キャッチできること）が望まれる。
県 教 委 の 考 え 方	授業だけではなく日々の学校生活の中で、全ての児童生徒に対する教職員からの声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行いながら、共感的な人間関係の育成に努めるとともに、児童生徒個々の状況を的確に把握することは重要なことと考えております。今後、こうした考え方を教職員が理解し、学校全体で実践できるよう県内に周知し、子どもを真ん中にした魅力ある学校づくりを進めてまいります。

評 価 者 名	土屋 裕睦（大阪体育大学教授）
評 価 意 見	検証に際し、学校調査、教職員調査、生徒調査を組み合わせる複眼的に結果を提示して考察されていて、自殺事案に関する再発防止に向けて、着実に歩みを進めようとしていることは成果として認められると思います。特に、教育委員会に加えて、各学校でもまさに自分事と捉えて様々な工夫の下、それぞれの実態に合わせて取り組んでいることも確認できました。一方、こういった調査は、回答する現場にも負担をかけるので、できるだけ負担が軽減できるような方法やタイミング等を引き続き、模索していただければと思います。あわせて、報告書のための調査にならぬように、この結果をどの様に活かしていただくのか、そのフィードバックの仕方が重要だと思いますので、その点も工夫をしていただければと思います。 全体の傾向も大切ですが、むしろ現場としては、自由記述で書かれているような他の学校での実施している好事例や工夫案などが共有されると良いのではないかと思います。 最後に研修については、単に知識をインプットするだけの研修だけではなく、実際の行動変容につながるような、認知・行動科学に基づく研修なども実施されています。なかなか自分の指導スタイルが変えられず、生徒に高圧的な態度をとることが有効な指導法だと誤解している教職員がいるとすれば、そういった教職員の認知や行動が変わるような、アウトプット中心の研修も取り入れていくことが有効だと感じました。
県 教 委 の 考 え 方	今回の検証結果や外部有識者からの御意見を踏まえ、より学校現場での実効性や有効性が高い再発防止策を実施していくことが重要だと考えており、検証のための調査アンケートや学校への共有方法等について、回答する現場の負担軽減も含め、より良い形でできるよう引き続き検討してまいります。 学校調査において収集した各学校の具体的な取組内容をフィードバックすることで、自校での取組の参考にさせていただきたいと考えております。 令和7年5月に県内統一の不祥事防止研修のテーマを「体罰・不適切な指導・ハラスメント」とし、全ての教職員が教育動画を視聴いたしました。動画視聴後には、原則、視聴した事例内容について意見交換を行うとともに、「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に掲載しているチェックシートを活用し、自らの指導等の振り返る機会を設けております。また、その他にも年に複数回、グループ協議中心の長時間研修を実施しており、今後もこうした自分事として考え、考えたことをアウトプットできる機会を盛り込んだ研修を県教委において実施し、各学校の取組に生かせるよう支援してまいります。

評 価 者 名	渡邊 徹（弁護士）
評 価 意 見	・高校はまだ進んでいませんが、全国的には部活動は縮小、廃止され、将来的には地域クラブに展開されていく方向にあります。地域クラブにおける経営者、指導員等への研修、周知の責任部署はスポーツ振興部局であるとのことですが、この取り組みが時限的なもの、学校だけに対するものであればその効果は半減されます。単なる不適切指導、ハラスメントの撲滅ではなく、子どもの権利に即した取り組みであるという視点で、各部局が縦割りではなく、連携して対応していくべきだと考えます。
県 教 委 の 考 え 方	・今後、公立中学校の部活動が地域展開された場合、地域クラブの指導者に対する研修は、知事部局の担当部局が行うこととなりますが、令和8年4月に知事部局の担当部局とともに策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止について言及しており、県教委としても、研修資料の提供や令和7年8月に公開した「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を周知するなど連携して対応してまいります。

○ 県教育委員会としてただちに改善に取り組むこと及び次年度以降改善すること

【ただちに改善に取り組むこと】

- ・学校調査において収集した取組内容のフィードバックや、生徒調査の結果について場面や場所など全体の回答の傾向等を取りまとめ、管理職等が参集する機会での現状と課題の周知、教職員に対する実践的かつ具体的な内容を用いた研修の実施に取り組む。
- ・県教委の「教職員不祥事防止対策チーム」において、今回の検証結果を踏まえて、より効果的な再発防止策の実施方法について検討する。
- ・学校調査において、より詳細に実態を把握できるよう、記述欄に各種取組を実施した頻度や具体的な方法など、取組の記載に当たっての観点を設けるなど設問を検討する。
- ・教職員調査において、質的に現状を把握できるように記述欄を設けるなど設問を検討する。

【次年度以降改善すること】

- ・生徒調査として実施する動画視聴後アンケートについて、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気付いたときの援助希求行動に関する設問の追加を検討する。

○参考

- ・岡山県ホームページ「岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関するお知らせ」
<https://www.pref.okayama.jp/site/l6/769713.html>



- ・岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会 調査報告書
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/l057894_l0250380_misc.pdf



- ・岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会 調査報告書（概要版）
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/l057894_l0250378_misc.pdf



学校に対する取組実施状況調査 設問

問 1) 学校名を教えてください。(リストから選択)

()

問 2) 体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶について、その趣旨を平素から全教職員に周知徹底しており、生徒指導の進め方について共通理解を図っている。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 3) 教職員同士が授業を参観したり、指導に困った事例について対応策を話し合ったりして、指導力を高め合う機会をつくっている。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 4) 体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について、コンプライアンス研修などを活用し、定期的に全教職員で研修を行っている。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 5) 児童生徒への対応を特定の教職員に任せきりにせず、チームで対応する体制をつくっている。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 6) 校内巡視を十分に行い、生徒指導場面や部活動における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 7) 「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」を踏まえ、児童生徒の悩みや不安が潜在化・深刻化しないように、いつでも安心して相談できる環境づくりなど教育相談体制の充実に努めている。(選択式)

- ・ 当てはまる
- ・ 当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 8) 体罰・不適切な指導・ハラスメントがあった場合の学校の相談窓口や、教育委員会の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知している。(選択式)

- ・ 当てはまる
- ・ 当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 9) 教職員が体罰・不適切な指導・ハラスメントを、行ったり行われていることを知ったりした時に、管理職への報告、連絡、相談が行われる体制をつくっている。(選択式)

- ・ 当てはまる
- ・ 当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 10) 体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合、聞き取り手順や当該教職員への指導、校内体制の見直しなどの必要な対応について具体的に想定している。(選択式)

- ・ 当てはまる
- ・ 当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。

「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。

()

問 11) 部活動において、「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、各校で活動方針や年間計画を定め、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術等の活動を行える体制を整備している。(選択式)

- ・ 当てはまる
- ・ 当てはまらない
- ・ 部活動がないため該当しない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。
「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。
「部活動がないため該当しない」と回答した場合は、「該当なし」と記入してください。
()

問 12) 部活動を複数の顧問で担当させたり、顧問会議を開いたりするなどして、部活動が閉鎖的な場にならないように工夫している。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない
- ・部活動がないため該当しない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。
「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。
「部活動がないため該当しない」と回答した場合は、「該当なし」と記入してください。
()

問 13) 保護者・関係機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を設け、学校の教育方針等を明確に示し、理解と協力を求めることで、児童生徒を地域で見守る体制をつくっている。(選択式)

- ・当てはまる
- ・当てはまらない

「当てはまる」と回答した場合は、実施した取組について具体的に記入してください。
「当てはまらない」と回答した場合は、その理由について具体的に記入してください。
()

問 14) 体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に関する取組等を実施する中で、お困りの事例があれば教えてください。(記述式)

()

教職員に対する意識調査 設問

問 1) あなたの学校名を教えてください。(リストから選択)

()

問 2) あなたの職名を教えてください。(選択式)

()

問 3) あなたの氏名を教えてください。(記述)

()

問 4) 体罰・不適切な指導・ハラスメントは、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 5) 児童生徒や保護者等との信頼関係があっても、体罰、不適切な指導、ハラスメントは決して許されるものではなく、「厳しい指導」や「愛の鞭」といった言葉で正当化することはない。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 6) 児童生徒の問題行動などの結果や現象面だけ見て判断するのではなく、家庭環境等の背景や特性について理解した上で、個々に応じた適切な内容や方法で指導している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 7) 児童生徒に指導したことが、自分の思うように伝わらない場合にも、感情的にならず、冷静に児童生徒に接することができている。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 8) 各学校で実施するコンプライアンス研修等を受講し、体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導の在り方について学習している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 9) 日常的な指導の在り方や児童生徒への関わり方を振り返り、児童生徒の自己指導能力の育成に向けた生徒指導ができているかを確認している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 10) 児童生徒が意欲的に学べる授業づくりに努め、教育活動を通して達成感を味わえるように指導・支援することで、児童生徒の自己存在感を育んでいる。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない
- ・授業をしていないため該当しない

問 11) 児童生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係を築けるよう指導・支援するとともに、自己決定の機会を設け、自己の可能性を伸ばせるよう援助している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 12) 部活動指導の際は、各校の部活動に係る活動方針を踏まえ、児童生徒の心身の成長を最優先に考え、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない
- ・部活動の指導をしていないため該当しない

問 13) 部活動の指導において、適切な休養の必要性や、過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動等を導入しながら指導している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない
- ・部活動の指導をしていないため該当しない

問 14) 生徒指導に当たっては、児童生徒の話を心にゆとりをもってじっくりと聞くとともに、自分ひとりで抱え込むことなく、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携し、多面的に児童生徒をとらえようとしている。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 15) 体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる行為を受けた時や目撃した時、他の児童生徒から相談を受けた時には、教職員や保護者、スクールカウンセラー、外部の相談窓口等に相談するように、児童生徒に対して指導している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 16) 学校の中でも、時間(授業中、昼食時、放課後等)や場所(教室、廊下、グラウンド等)によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もあることを理解し、複数の教員で観察するなど客観的な観察を心がけている。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 17) 体罰・不適切な指導・ハラスメントを行っている同僚を目撃した場合は、制止したり、注意したりするとともに、速やかに管理職に報告・連絡・相談することなどの対応を理解している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 18) 部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問1人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい場合があることを十分認識している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

問 19) 学校生活アンケート等で、体罰・不適切な指導・ハラスメントやいじめ等に関する回答をした生徒には、できる限り速やかに面談し、その心情を把握することや、児童生徒や保護者等から他の教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメントについての相談を受けた場合の対応方法について理解している。(選択式)

- ・よく当てはまる
- ・ある程度当てはまる
- ・あまり当てはまらない
- ・全く当てはまらない

【アンケート項目】

I 体罰・不適切な指導・ハラスメントについて

問1 新年度になってから、あなたは、学校生活の中で、「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と思われる行為を教職員（部活動の外部指導者を含む。）から受けたことがありますか。

- ①ある ②ない

問2 新年度になってから、あなたは、友達が、学校生活の中で、「体罰・不適切な指導・ハラスメント」と思われる行為を教職員（部活動の外部指導者を含む。）から受けているのを、見たり、聞いたりしたことがありますか。

- ①ある ②ない

問3 問1、問2で「ある」と答えた人に聞きます。どのような内容の体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたり、見たり、聞いたりしましたか。当てはまるものを全て選んでください。もし、過去の体罰・不適切な指導・ハラスメントを思い出してしまう等答えたくない場合には、この問題を答えずにとぼしても結構です。

（体罰・不適切な指導・パワーハラスメント）

- ☐ 肉体的・精神的な苦痛を与える行為（強く叩く、殴る、投げる、長時間正座させる、長時間休憩を与えず運動を課すなど）
- ☐ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ☐ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ☐ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ☐ 殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ☐ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ☐ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ☐ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
- ☐ 適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。
- ☐ 部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。
- ☐ 好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
- ☐ 学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
- ☐ 児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
- ☐ 児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方的に押し付ける。
- ☐ その他

- ☐ 容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった。
- ☐ 「男のくせに」、「女のくせに」等と言われ、不快であった。
- ☐ 性的な話・冗談等を言われ、不快であった。
- ☐ 性的なうわさを流され、不快であった。
- ☐ 性的なことについて質問され、不快であった。
- ☐ 性的な内容の電話・手紙・電子メール等を送られ、不快であった。
- ☐ 不必要に身体に触られ、不快であった。(例えば、マッサージと言って、触ってくる等)
- ☐ プライベートな交際を求められた。
- ☐ プライベートなSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝えられたり、教えるよう迫られたりした。
- ☐ プライベートな電子メールやSNSを使って連絡をされた。
- ☐ SNSをフォローされたり、友達リクエスト等を送られたりした。
- ☐ 個人のスマートフォンや携帯電話を必要のないときに校内で持ち歩いていた。
- ☐ その他

①自校の先生 ②他校の先生 ③外部指導者 ④その他（ ）

①授業中 ②部活動中 ③放課後 ④その他 ()

教育動画視聴後アンケート 設問

問1) あなたの学校名を教えてください。(選択式)

()

問2) あなたの学年を教えてください。(選択式)

- | | | |
|-------|------------------------|-------------|
| ・ 1 年 | ・ 4 年 (中等教育学校 後期課程を含む) | ・ 1 年 (専攻科) |
| ・ 2 年 | ・ 5 年 (中等教育学校 後期課程) | ・ 2 年 (専攻科) |
| ・ 3 年 | ・ 6 年 (中等教育学校 後期課程) | |

問3) あなたのクラスを教えてください。(記述)

()

問4) あなたが視聴した事例動画を教えてください。(選択式)

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・ 部活動 事例 1 柔道部 | ・ 授業 事例 1 体育 |
| ・ 部活動 事例 2 サッカー部 | ・ 授業 事例 2 数学 |
| ・ 部活動 事例 3 野球部① | ・ 授業 事例 3 小学校 (アニメ) |
| ・ 部活動 事例 4 野球部② | ・ 授業 事例 4 小・中学校 (アニメ) |
| ・ 部活動 事例 5 野球部③ | ・ 特別な支援を必要とする児童生徒 (アニメ) |

問5) 体罰・不適切な指導・ハラスメントがこういった行為であるか理解できましたか。(選択式)

- ・ よく理解できた
- ・ どちらかといえば理解できた
- ・ どちらかといえば理解できなかった
- ・ まったく理解できなかった

「どちらかといえば理解できなかった」、「まったく理解できなかった」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

問6) すべての子どもが、個人として尊重され、基本的人権が保障されるなど、子どもに関する条約や法律があることが理解できましたか。(選択式)

- ・ よく理解できた
- ・ どちらかといえば理解できた
- ・ どちらかといえば理解できなかった
- ・ まったく理解できなかった

「どちらかといえば理解できなかった」、「まったく理解できなかった」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

問7) 自分や周りの人が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面したときに、誰かに助けを求めることが大切であることが理解できましたか。(選択式)

- ・ よく理解できた
- ・ どちらかといえば理解できた
- ・ どちらかといえば理解できなかった
- ・ まったく理解できなかった

「どちらかといえば理解できなかった」、「まったく理解できなかった」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

問 8) 自分や周りの人が体罰・不適切な指導・ハラスメントに直面したときに、助けを求めることができる相談窓口があることが理解できましたか。(選択式)

- ・よく理解できた
- ・どちらかといえば理解できた
- ・どちらかといえば理解できなかった
- ・まったく理解できなかった

「どちらかといえば理解できなかった」、「まったく理解できなかった」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

問 9) もし自分が、先ほど視聴した事例動画のような場面に遭遇した(教職員から体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けたと感じた)とき、あなたはだれかに助けを求めることができますか。(選択式)

- ・できると思う
- ・どちらかといえばできると思う
- ・どちらかといえばできないと思う
- ・できないと思う

「どちらかといえばできないと思う」、「できないと思う」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

問 10) もし周りの人が、先ほど視聴した事例動画のような場面に遭遇した(教職員から体罰・不適切な指導・ハラスメントを受けているのを見聞きした)とき、あなたはだれかに助けを求めることができますか。(選択式)

- ・できると思う
- ・どちらかといえばできると思う
- ・どちらかといえばできないと思う
- ・できないと思う

「どちらかといえばできないと思う」、「できないと思う」と答えた人にお聞きします。
そのように答えた理由を教えてください。

()

【(問 9)、(問 10)に「できると思う」、「どちらかといえばできると思う」と答えた人にお聞きします。】
問 11) あなたは誰に、またはどのような窓口等に助けを求めますか。(複数選択式)

- ・教職員
- ・保護者
- ・友人
- ・先輩、後輩
- ・スクールカウンセラー
- ・学校外の相談窓口
- ・匿名で相談できるアプリ
- ・その他 ()

